

遊漁船業の適正化に関する法律の改正に係る 事業者説明会

令和5年6月2日に遊漁船業の適正化に関する法律（遊漁船業法）の一部改正が行われ、改正された法律は、令和6年4月1日から施行されることとなっております。

本説明会では、県内遊漁船業関係者を対象に「改正法の概要」や、改正に基づき「事業者が必要となる手続き」などを説明します。

※本説明会に参加できなかった登録事業者の方には、後日資料を送付します。

<説明会概要>

【日 時】 令和6年2月21日（水）13時30分から16時00分

【会 場】 和歌山県立情報交流センターBig・U 研修室1（定員：100名程度）

（和歌山県田辺市新庄町3353-9）

【内 容】 ○遊漁船業法改正の概要について（水産庁Web説明）

○安全設備の搭載義務化について（近畿運輸局Web説明）

○改正法に基づく今後の手続きについて（和歌山県）

【参加方法】 事前の申込が必要

※申込方法：下記問い合わせ先に「電話、メール、FAX又は郵送（裏面申込書）」

で「令和6年2月14日（必着）」までにお申し込みください。

【主 催】 和歌山県

<お問い合わせ先>

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県農林水産部水産局 資源管理課

TEL：073-441-3013 FAX：073-432-4124

Mail：e0715001@pref.wakayama.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/071500/toukei/d00215523.html>

参加申込書

申込締切：2月14日（必着）

日 時：令和6年2月21日（水）13時30分から16時00分

会 場：和歌山県立情報交流センターBig・U 研修室1

〈申込者〉

氏名	住所	電話番号

※FAX又は郵送でのお申し込みの方は、氏名、住所、電話番号をご記入の上、次の申し込み先へお申し込みください（電話、メールでの直接申し込みも可）。

〈申し込み先〉

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁資源管理課

FAX：073-432-4124

〈会場までの地図〉

